

老人保健施設こもれびの里・高浜運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人碧会が開設する老人保健施設こもれびの里・高浜（以下「施設」という。）が行う介護老人保健施設サービス事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正かつ高次な介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 施設の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにして、家庭復帰することを目指します。

2 施設の職員は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めます。

3 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 老人保健施設こもれびの里・高浜
- (2) 所在地 高浜市論地町三丁目6番地16

(従業者の職種、員数)

第4条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医師 1名以上
- (3) 薬剤師 1名以上
- (4) 看護師 9.7名以上（常勤換算）
- (5) 介護職員 24.3名以上（常勤換算）
- (6) 支援相談員 1名以上
- (7) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（常勤換算）
- (8) 管理栄養士又は栄養士 1名以上
- (9) 介護支援専門員 1名以上
- (10) 事務職員 1名以上
- (11) その他若干人

(従業者の職務内容)

第5条 前条に規定する職員の職務内容は、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 管理者は、施設の職員及びその業務を統括し、管理・監督・指導を行います。
- (4) 医師は、入所者等の病状や心身の状態の把握に努め、的確な診断と適切な処置を行うとともに、機能訓練等が計画的かつ効果的に行えるよう指導します。
- (5) 看護師は、施設長の命を受け、入所者等の看護及び健康管理の業務を行います。
- (6) 介護職員は、施設長の命を受け、入所者等の日常生活全般を介護し、支援相談員等と協力して生活指導の業務を行います。
- (5) 介護支援専門員は、施設長の命を受け、看護師、介護職員、支援相談員等と協力して、入所者等の施設サービス計画の作成及び実施に関する業務を行います。
- (6) 支援相談員は、施設長の命を受け、介護支援専門員等と協力して入退所の事務手続き、入所者等及びその家族の処遇上の相談並びに地域関連機関との連携業務等を行います。

- (7) 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、施設長の命を受け、入所者等の機能訓練及び日常生活動作能力の改善又は維持を図るため、個別計画の作成、目標の設定、計画的な評価等を行い、効果的な機能訓練を行います。
- (8) 管理栄養士は、施設長の命を受け、個別計画の作成、目標の設定、計画的な評価、献立作成、栄養指導業務等を行います。
- (9) 事務職員は、施設長の命を受け、施設療養費等の請求その他必要な事務を行います。
- (10) 前各号に定める業務の他、担当する業務と他の業務との連携・調整を十分行い、入所者等に対し満足いただける施設運営を全職員で行います。

(入所者定員)

第6条 入所者定員は、100人です（多床室33室、従来型個室4室）。

(サービスの内容及び利用料等)

第7条 介護保健施設サービスの内容は、次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供了場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、その介護保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた1割から3割の額とします。

- (1) 医療 入所者に対して必要に応じて医師による診断・治療を行います。また、入院治療が必要となった入所者は、刈谷豊田総合病院・碧南市民病院又は他の病院・診療所に入院・治療を受けていただきます。
- (2) 機能訓練 入所者に対する機能訓練は、医師、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士の指導のもとに心身の改善又は維持を図るため、入所者1人につき週2回以上計画的に行います。
- (3) 看護・介護 入所者に対する看護又は介護は、その病状・心身の状態に応じ、適切に行うとともにQOL向上に資するよう行います。
- (4) 食事 入所者に対する食事は、心身の状態・病状及び嗜好を考慮し、栄養面を配慮した食品・調理方法で、予め作成された献立に従って行います。
- (5) 衛生管理 入所者の清潔を保つため、寝具又は被服は常に清潔の保持に努め、入浴又は清拭は、週2回以上行います。
- (6) 健康管理 入所者の健康管理には常に注意し、必要に応じて入所者の健康保持のため適切な措置をとります。
- (7) 支援相談 支援相談員は、関連部署及び関連機関と協働、協議し、入所者の家庭復帰に向けて種々の角度から支援します。

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができます。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とします。

- (1) 居住費 多床室（33室） 530円（1日当たり）
従来型個室（4室） 1,800円（1日当たり）
- (2) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額をいただきます。（税込）
個室 1,210円（206号・305号） 1,068円（404号・405号）
2人室 880円（205号室）
- 3 食費 1,520円（1日当たり） おやつ 110円（1日当たり）
- 4 理美容代は、実費です。
- 5 その他日用品の費用で利用者からいただく額は、実費です。

6 前各項の費用は、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

7 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付します。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行います。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行います。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（退所）

第9条 入所者等が施設の規律を守らない場合又は入所の必要がなくなったと認められる場合は、退所していただくことがあります。

（非常災害対策）

第10条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行います。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

（その他運営についての留意事項）

第12条 施設は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるとともに職務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 原則採用後1か月以内

- (2) 繼続研修 毎月1回、内外講師による研修（学習会）

2 職員は、職務上知り得た入所者及びそのご家族等の秘密を厳守します。

3 職員であった者に職務上知り得た入所者及びそのご家族等の秘密を厳守させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を厳守するよう、職員との雇用契約の内容に含めます。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、運営委員会で協議し、理事会において定めます。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 5月 7日から実施する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成16年 8月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年 9月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年 3月12日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年 6月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成20年 7月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年 8月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成23年 7月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成24年 7月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成25年 7月 1日から実施する。

附 則

この規定は、平成25年11月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年 7月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年10月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成29年 2月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成29年 9月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程は、平成31年 2月 1日から実施する。

附 則

この規程は、令和 元年 7月 1日から実施する。

附 則

この規程は、令和 元年 10月 1日から実施する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程は、令和 4年 7月 1日から実施する。

附 則

この規程は、令和 6年 12月 1日から実施する。